

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、曾我法律事務所（現シティユーワ法律事務所、以下「当事務所」）が作成し、PDF ファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及び PDF ファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

中華人民共和国民法総則
(2017年3月15日第12期全国人民代表大会第5回会議採択)

目次

第1章 基本規定

第2章 自然人

 第1節 民事権利能力及び民事行為能力

 第2節 後見

 第3節 失踪宣告及び死亡宣告

 第4節 個人工商世帯及び農村請負経営世帯

第3章 法人

 第1節 一般規定

 第2節 営利法人

 第3節 非営利法人

 第4節 特別法人

第4章 非法人組織

第5章 民事権利

第6章 民事法律行為

 第1節 一般規定

 第2節 意思表示

 第3節 民事法律行為の効力

 第4節 民事法律行為の条件付帯及び期限付帯

第7章 代理

 第1節 一般規定

 第2節 委託代理

 第3節 代理終了

第8章 民事責任

第9章 訴訟時効

第10章 期間計算

第11章 附則

第1章 基本規定

第1条 民事主体の適法な權益を保護し、民事関係を調整し、社会及び経済の秩序を維持保護し、中国の特色ある社会主義の発展要求に応じ、社会主義核心的価値観を發揚させる

ため、憲法に基づき、本法を制定する。

第2条 民法は、平等な主体である自然人、法人及び非法人組織の間における身分関係及び財産関係を調整する。

第3条 民事主体の人身権、財産権及びその他の適法な権益は、法律による保護を受け、いかなる組織又は個人も、侵害してはならない。

第4条 民事主体の民事活動における法的地位は、一律に平等である。

第5条 民事主体は、民事活動に従事する場合には、自由意思の原則を遵守し、自己の意思に従って、民事法律関係を設定、変更及び終了しなければならない。

第6条 民事主体は、民事活動に従事する場合には、公平の原則を遵守し、各当事者の権利及び義務を合理的に確定しなければならない。

第7条 民事主体は、民事活動に従事する場合には、信義誠実の原則を遵守し、誠実さをもって、約束を厳守しなければならない。

第8条 民事主体は、民事活動に従事する場合には、法律に違反してはならず、公序良俗に背いてはならない。

第9条 民事主体は、民事活動に従事する場合には、資源の節約及び生態環境の保護に有利に働かなければならない。

第10条 民事紛争を処理する場合には、法律によらなければならない。法律に定めがない場合には、慣行を適用することができる。但し、公序良俗に背いてはならない。

第11条 民事関係について、その他の法律に特段の定めのある場合には、当該定めによる。

第12条 中華人民共和国領域内の民事活動には、中華人民共和国の法律を適用する。法律に別段の定めのある場合には、当該定めによる。

第2章 自然人

第1節 民事権利能力及び民事行為能力

第13条 自然人は、出生時から死亡時まで民事権利能力を有し、法により民事権利を享有し、民事義務を負う。

第14条 自然人の民事権利能力は、一律に平等である。

第15条 自然人の出生日時及び死亡日時は、出生証明又は死亡証明に記載された日時を基準とする。出生証明又は死亡証明がない場合には、戸籍登記又はその他の有効な身分登記に記載された日時を基準とする。以上の記載日時を覆すに足るその他の証拠がある場合には、当該証拠にて証明される日時を基準とする。

第16条 遺産相続、受贈等、胎児の利益の保護に関係する場合には、胎児は、民事権利能力を有するものとみなす。但し、胎児が娩出時に死児であった場合には、その民事権利能力は、始めから存在しない。

第17条 満18歳以上の自然人は、成年者とする。18歳未満の自然人は、未成年者とする。

第18条 成年者は、完全民事行為能力者とし、民事法律行為を独立して実施することができる。

満16歳以上の未成年者は、自己の労働収入を主要な生計手段としている場合には、完全民事行為能力者とみなす。

第19条 満8歳以上の未成年者は、制限民事行為能力者とし、民事法律行為を実施する場合には、その法定代理人が代理し、又はその法定代理人の同意若しくは追認を経る。但し、利益を得るだけの民事法律行為又はその年齢及び知力に相応の民事法律行為は、独立して実施することができる。

第20条 8歳未満の未成年者は、民事行為無能力者とし、その法定代理人が民事法律行為を代理実施する。

第21条 自己の行為を弁識することができない成年者は、民事行為無能力者とし、その法定代理人が民事法律行為を代理実施する。

満8歳以上の未成年者で、自己の行為を弁識することができない者には、前項の規定を適用する。

第22条 自己の行為を完全には弁識することができない成年者は、制限民事行為能力者とし、民事法律行為を実施する場合には、その法定代理人が代理し、又はその法定代理人の同意若しくは追認を経る。但し、利益を得るだけの民事法律行為又はその知力及び精神的健康状態に相応の民事法律行為は、独立して実施することができる。

第23条 民事行為無能力者及び制限民事行為能力者の後見人は、その法定代理人である。

第24条 自己の行為を弁識することができない、又は完全には弁識することができない成年者について、その利害関係人又は関係組織は、当該成年者を民事行為無能力者又は制

限民事行為能力者と認定するよう人民法院に申し立てることができる。

民事行為無能力者又は制限民事行為能力者と人民法院に認定された者について、本人、利害関係人又は関係組織の申立てを経た場合には、人民法院は、その知力及び精神的健康の回復の状態に基づき、当該成年者が制限民事行為能力者又は完全民事行為能力者に回復した旨を認定することができる。

本条に定める関係組織には、住民委員会、村民委員会、学校、医療機構、婦女联合会、身体障害者联合会、法により設立された高齢者組織、民政部門等が含まれる。

第25条 自然人は、戸籍登記又はその他の有効な身分登記に記載された居所を住所とし、常居所と住所とが一致しない場合には、常居所を住所とみなす。

第2節 後見

第26条 親は、未成年の子女に対して養育、教育及び保護の義務を負う。
成年の子女は、親に対して扶養、扶助及び保護の義務を負う。

第27条 親は、未成年の子女の後見人である。
未成年者の親が既に死亡し、又は後見能力を有しない場合には、次の各号に掲げる、後見能力を有する者が順に後見人を務める。

- (一) 祖父母
- (二) 兄又は姉
- (三) その他後見人を務める意思を有する個人又は組織。但し、未成年者住所地の住民委員会、村民委員会又は民政部門の同意を経なければならない。

第28条 民事行為無能力又は制限民事行為能力の成年者は、次の各号に掲げる、後見能力を有する者が順に後見人を務める。

- (一) 配偶者
- (二) 親又は子女
- (三) その他の近親族
- (四) その他後見人を務める意思を有する個人又は組織。但し、被後見人住所地の住民委員会、村民委員会又は民政部門の同意を経なければならない。

第29条 被後見人の親は、後見人を務めている場合には、遺言を通じて後見人を指定することができる。

第30条 後見資格を法により有する者の間において、合意により後見人を確定することができる。合意により後見人を確定する場合には、被後見人の真実の意思を尊重しなければならない。

第31条 後見人の確定について紛争がある場合には、被後見人住所地の住民委員会、村民委員会又は民政部門が後見人を指定する。関係当事者は、指定に対して不服がある場合

には、人民法院に後見人の指定を申し立てることができ、関係当事者が直接人民法院に後見人の指定を申し立てることもできる。

住民委員会、村民委員会、民政部門又は人民法院は、被後見人の真実の意思を尊重し、被後見人に最も有利であるという原則に従い、後見資格を法により有する者の中から後見人を指定しなければならない。

本条第1項の規定により後見人が指定される前に、被後見人の人身権、財産権及びその他の適法な権益が保護する者のいない状態に置かれる場合には、被後見人住所地の住民委員会、村民委員会、法律所定の関係組織又は民政部門が臨時後見人を務める。

後見人は、指定された後、みだりに変更してはならない。みだりに変更した場合、指定された後見人の責任は免除されない。

第32条 後見資格を法により有する者がいない場合には、後見人は民政部門が務め、後見の職責の履行条件を具備した被後見人住所地の住民委員会又は村民委員会が務めることもできる。

第33条 完全民事行為能力を有する成年者は、その近親族及びその他後見人を務める意思を有する個人又は組織と事前に協議して、自己の後見人を書面により確定することができる。協議により確定した後見人は、当該成年者が民事行為能力を喪失又は一部喪失した場合に、後見の職責を履行する。

第34条 後見人の職責は、被後見人を代理して民事法律行為を実施し、被後見人の人身権、財産権及びその他の適法な権益を保護すること等である。

後見人が後見の職責を法により履行して生ずる権利は、法律による保護を受ける。

後見人は、後見の職責を履行せず、又は被後見人の適法な権益を侵害した場合には、法的責任を負わなければならない。

第35条 後見人は、被後見人に最も有利であるという原則に従って後見の職責を履行しなければならない。後見人は、被後見人の利益を守るためである場合を除き、被後見人の財産を処分してはならない。

未成年者の後見人は、後見の職責を履行し、被後見人の利益と関係のある決定を下す場合には、被後見人の年齢及び知力の状態に基づき、被後見人の真実の意思を尊重しなければならない。

成年者の後見人は、後見の職責を履行する場合には、被後見人の真実の意思を最大限に尊重し、被後見人がその知力及び精神的健康状態に相応の民事法律行為を実施することを保障し、かつ、これに協力しなければならない。被後見人が独立して処理する能力を有する事務について、後見人は、干渉してはならない。

第36条 後見人に次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合には、人民法院は、関係する個人又は組織の申立てに基づき、その後見人資格を取り消し、必要な臨時後見措置を手配し、かつ、被後見人に最も有利であるという原則に従い、法により後見人を指定する。

(一) 被後見人の心身の健康を著しく損なう行為を実施したとき。

(二) 後見の職責の履行を怠り、又は後見の職責を履行することができず、かつ、後見の職責を一部又は全部他人に委託することを拒絶した結果、被後見人が困窮状態に置かれたとき。

(三) 被後見人の適法な權益を著しく侵害するその他の行為を実施したとき。

本条に定める関係する個人及び組織には、その他後見資格を法により有する者、住民委員会、村民委員会、学校、医療機構、婦女联合会、身体障害者联合会、未成年者保護組織、法により設立された高齢者組織、民政部门等が含まれる。

前項に定める個人及び民政部门以外の組織が遅滞なく人民法院に後見人資格の取消しを申し立てない場合には、民政部门が人民法院に申立てをしなければならない。

第 37 条 法により被後見人の養育費又は扶養費を負担する親、子女、配偶者等は、人民法院によって後見人資格を取り消された後、引き続き負担の義務を履行しなければならない。

第 38 条 被後見人の親又は子女が人民法院に後見人資格を取り消された後、被後見人に対して故意犯罪を実施していた場合を除き、悔悛の情が確かにあるときは、その申立てを経て、人民法院は、被後見人の真実の意思を尊重することを前提として、状況に応じ、その後見人資格を回復させることができる。人民法院が指定した後見人と被後見人との後見関係は、同時に終了する。

第 39 条 次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合には、後見関係は、終了する。

(一) 被後見人が完全民事行為能力を取得又は回復したとき。

(二) 後見人が後見能力を喪失したとき。

(三) 被後見人又は後見人が死亡したとき。

(四) 人民法院が後見関係の終了を認定するその他の事由

後見関係の終了後、被後見人がなお後見を必要とする場合には、法により後見人を別途確定しなければならない。

第 3 節 失踪宣告及び死亡宣告

第 40 条 自然人が行方不明となって 2 年が経過した場合には、利害関係人は、当該自然人を失踪者として宣告するよう人民法院に申し立てることができる。

第 41 条 自然人の行方不明の期間は、当該自然人が音信を絶った日から起算する。戦争中に行方不明となった場合には、行方不明の期間は、戦争終結の日又は関係機関が確定する行方不明となった日から起算する。

第 42 条 失踪者の財産は、その配偶者、成年の子女、親又はその他財産代理管理人を務める意思を有する者が代理管理する。

代理管理に紛争がある場合、前項に定める者がいない場合、又は前項に定める者に代理管理能力がない場合には、人民法院の指定者が代理管理する。

第 43 条 財産代理管理人は、失踪者の財産を適切に管理し、その財産権益を守らなければならない。

失踪者が滞納していた税金、債務及び支払うべきその他の費用は、財産代理管理人が失踪者の財産の中から支払う。

財産代理管理人は、故意又は重大な過失により失踪者の財産の損失をもたらした場合には、賠償責任を負わなければならない。

第 44 条 財産代理管理人が代理管理の職責を履行せず、失踪者の財産権益を侵害し、又は代理管理能力を喪失した場合には、失踪者の利害関係人は、財産代理管理人の変更を人民法院に申し立てることができる。

財産代理管理人は、正当な理由を有する場合には、財産代理管理人の変更を人民法院に申し立てることができる。

人民法院が財産代理管理人を変更した場合には、変更後の財産代理管理人は、遅滞なく関係財産を引き渡し、かつ、財産代理管理状況を報告するよう元の財産代理管理人に要求する権利を有する。

第 45 条 失踪者が再び現れた場合には、本人又は利害関係人の申立てを経て、人民法院は、失踪宣告を取り消さなければならない。

失踪者は、再び現れた場合には、遅滞なく関係財産を引き渡し、かつ、財産代理管理状況を報告するよう財産代理管理人に要求する権利を有する。

第 46 条 自然人に次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合には、利害関係人は、当該自然人の死亡宣告を人民法院に申し立てることができる。

（一）行方不明となって4年が経過したとき。

（二）不慮の事件で行方不明となり2年が経過したとき。

不慮の事件で行方不明となり、当該自然人の生存の可能性はないと関係機関による証明を経た場合には、死亡宣告の申立てについて、2年という期間の制限は受けない。

第 47 条 同一の自然人に対し、死亡宣告を申し立てる利害関係人も、失踪宣告を申し立てる利害関係人もいる場合において、本法に定める死亡宣告の条件に適合するときは、人民法院は、死亡を宣告しなければならない。

第 48 条 死亡を宣告された者は、人民法院による死亡宣告の判決が下された日をその死亡日とみなす。不慮の事件で行方不明となり死亡が宣告された場合には、不慮の事件が発生した日をその死亡日とみなす。

第 49 条 自然人が死亡を宣告されたにもかかわらず死亡していなかった場合には、当該自然人が死亡を宣告されていた期間に実施した民事法律行為の効力に影響を及ぼさない。

第 50 条 死亡を宣告された者が再び現れた場合には、本人又は利害関係人の申立てを経

て、人民法院は、死亡宣告を取り消さなければならない。

第 51 条 死亡を宣告された者の婚姻関係は、死亡宣告の日から消滅する。死亡宣告が取り消された場合には、婚姻関係は、死亡宣告の取消日から自動的に回復する。但し、その配偶者が再婚している場合又は回復を望まない旨を婚姻登記機関に書面により表明する場合を除く。

第 52 条 死亡を宣告された者は、死亡を宣告されていた期間にその子女が他人によって法により養子縁組されていた場合には、死亡宣告が取り消された後、本人の同意を経ないことを理由に、養子縁組関係の無効を主張してはならない。

第 53 条 死亡宣告を取り消された者は、相続法によりその財産を取得した民事主体に対し、財産の返還を請求する権利を有する。返還することができない場合には、適当な補償を与えなければならない。

利害関係人は、真実の状況を隠蔽し、他人が死亡宣告を受けるに至らしめてその財産を取得した場合には、財産を返還しなければならないほか、これによってもたらされた損失について賠償責任を負わなければならない。

第 4 節 個人工商世帯及び農村請負経営世帯

第 54 条 自然人で、工商業経営に従事し、法による登記を経た者は、個人工商世帯とする。個人工商世帯は、屋号を付けることができる。

第 55 条 農村集団経済組織の構成員で、農村土地請負経営権を法により取得し、家族請負経営に従事している者は、農村請負経営世帯とする。

第 56 条 個人工商世帯の債務は、個人経営の場合には個人の財産をもって引き受け、家族経営の場合には家族の財産をもって引き受ける。区別することができない場合には、家族の財産をもって引き受ける。

農村請負経営世帯の債務は、農村土地請負経営に従事する農業世帯の財産をもって引き受ける。実際には農業世帯の一部の構成員が経営している場合には、当該一部の構成員の財産をもって引き受ける。

第 3 章 法人

第 1 節 一般規定

第 57 条 法人は、民事権利能力及び民事行為能力を有し、法により独立して民事権利を享有し、及び民事義務を負う組織である。

第 58 条 法人は、法により成立しなければならない。

法人は、自己の名称、組織機構、住所、財産又は経費を有しなければならない。法人成立の具体的な条件及び手続は、法律及び行政法規の定めによる。

法人の設立について、関係機関の認可を経なければならない旨が法律又は行政法規に定められている場合には、当該定めによる。

第 59 条 法人の民事権利能力及び民事行為能力は、法人成立時に発生し、法人終了時に消滅する。

第 60 条 法人は、その全財産をもって独立して民事責任を負う。

第 61 条 法律又は法人定款の規定により、法人を代表して民事活動に従事する責任者は、法人の法定代表者とする。

法定代表者が法人の名義で従事する民事活動について、その法的結果は、法人が引き受ける。

法定代表者の代表権に対する法人定款又は法人権力機構の制限は、善意の相手方に対抗することができない。

第 62 条 法定代表者が職務執行により他人に損害をもたらした場合には、法人が民事責任を負う。

法人は、民事責任を負担した後、法律又は法人定款の規定により、故意・過失のある法定代表者に対して償還請求することができる。

第 63 条 法人は、その主たる事務機構の所在地を住所とする。法により法人登記手続をする必要がある場合には、主たる事務機構の所在地を住所として登記しなければならない。

第 64 条 法人の存続期間において登記事項に変化が生じた場合には、法により登記機関に変更登記を申請しなければならない。

第 65 条 法人の実際の状況が登記した事項と一致しない場合には、善意の相手方に対抗することができない。

第 66 条 登記機関は、法人登記の関係情報を法により遅滞なく公示しなければならない。

第 67 条 法人が合併した場合には、その権利及び義務は、合併後の法人が享有及び負担する。

法人が分割した場合には、その権利及び義務は、分割後の法人が連帯債権を享有し、連帯債務を負担する。但し、債権者及び債務者に別段の約定がある場合を除く。

第 68 条 次の各号に掲げる原因のいずれかがあり、かつ、法により清算を完了し、及び登記を抹消した場合に、法人は、終了する。

- （一）法人が解散する。
- （二）法人が破産を宣告される。
- （三）法律所定のその他の原因

法人の終了について、関係機関の認可を経なければならない旨が法律又は行政法規に定められている場合には、当該定めによる。

第 69 条 次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合には、法人は、解散する。

- （一）法人定款に定める存続期間が満了し、又は法人定款に定めるその他の解散事由が出現したとき。
- （二）法人の権力機構が解散を決議したとき。
- （三）法人の合併又は分割により解散する必要があるとき。
- （四）法人が法により営業許可証若しくは登記証書を取り消され、閉鎖を命じられ、又は廃止とされたとき。
- （五）法律所定のその他の事由

第 70 条 法人が解散する場合には、合併又は分割の事由がある場合を除き、清算義務者は、遅滞なく清算人会を組織して清算を行わなければならない。

法人の董事、理事等の執行機構又は意思決定機構の構成員は、清算義務者とする。法律又は行政法規に別段の定めのある場合には、当該定めによる。

清算義務者は、清算義務を遅滞なく履行せず、損害をもたらした場合には、民事責任を負わなければならない。主管機関又は利害関係人は、関係人員を指定して清算人会を構成し、清算を行わせるよう人民法院に申し立てることができる。

第 71 条 法人の清算手続及び清算人会の職権は、関係する法律の定めによる。定めがない場合には、会社法の関係規定を準用する。

第 72 条 清算期間において、法人は、存続する。但し、清算と関係のない活動に従事してはならない。

法人清算後の残余財産は、法人定款の規定又は法人権力機構の決議に基づいて処理する。法律に別段の定めのある場合には、当該定めによる。

清算が終了し、かつ、法人抹消登記を完了した際に、法人は、終了する。法により法人登記手続をする必要がない場合には、清算終了時に、法人は、終了する。

第 73 条 法人が破産を宣告された場合には、法により破産清算を行い、かつ、法人抹消登記を完了した際に、法人は、終了する。

第 74 条 法人は、分支機構を法により設立することができる。分支機構を登記すべきことが法律又は行政法規に定められている場合には、当該定めによる。

分支機構が自己の名義で民事活動に従事し生ずる民事責任は、法人が負う。まずは当該分支機構が管理する財産をもって負担し、負担に不足する場合に法人が負担することもできる。

第 75 条 設立者が法人を設立するために従事する民事活動について、その法的結果は、法人が引き受ける。法人が未成立の場合は、その法的結果は設立者が引き受け、設立者が 2 人以上である場合には、連帯債権を享有し、連帯債務を負担する。

設立者が法人を設立するため自己の名義で民事活動に従事し生ずる民事責任について、第三者は、法人又は設立者を選択して負担を請求する権利を有する。

第 2 節 営利法人

第 76 条 利益を取得し、かつ、株主等の出資者に分配することを目的として成立した法人は、営利法人とする。

営利法人には、有限責任会社、株式有限会社及びその他の企業法人等が含まれる。

第 77 条 営利法人は、法による登記を経て成立する。

第 78 条 法により設立された営利法人については、登記機関が営利法人営業許可証を交付する。営業許可証の発行日を営利法人の成立日とする。

第 79 条 営利法人を設立する場合には、法により法人定款を制定しなければならない。

第 80 条 営利法人は、権力機構を置かなければならない。

権力機構は、法人定款の変更、執行機構及び監督機構の構成員の選出又は交代、並びに法人定款に定めるその他の職権を行使する。

第 81 条 営利法人には、執行機構を置かなければならない。

執行機構は、権力機構の会議の招集、法人の経営計画及び投資案の決定、法人内部管理機構の設置の決定、並びに法人定款に定めるその他の職権を行使する。

執行機構を董事会又は執行董事とする場合には、董事長、執行董事又は経理は、法人定款の規定に従い法定代表者を務める。董事会又は執行董事を置かない場合には、法人定款に定める主要責任者をその執行機構及び法定代表者とする。

第 82 条 営利法人が監事会又は監事等の監督機構を置く場合には、監督機構は、法人財務の検査、執行機構構成員及び高級管理職による法人職務の執行行為に対する監督、並びに法人定款に定めるその他の職権を法により行使する。

第 83 条 営利法人の出資者は、出資者としての権利を濫用して法人又はその他の出資者の利益を損なってはならない。出資者としての権利を濫用して法人又はその他の出資者に損失をもたらした場合には、法により民事責任を負わなければならない。

営利法人の出資者は、法人の独立地位及び出資者の有限責任を濫用して法人の債権者の利益を損なってはならない。法人の独立地位及び出資者の有限責任を濫用して債務を回避し、法人の債権者の利益を著しく損なった場合には、法人債務に対して連帯責任を負

わなければならない。

第 84 条 営利法人の支配的出資者、実質的支配者、董事、監事及び高級管理職は、その関連関係を利用して法人の利益を損なってはならない。関連関係を利用して法人に損失をもたらした場合には、賠償責任を負わなければならない。

第 85 条 営利法人の権力機構及び執行機構が決議を行った会議の招集手続若しくは表決方式が法律、行政法規若しくは法人定款に違反し、又は決議内容が法人定款に違反している場合には、営利法人の出資者は、人民法院に当該決議の取消しを請求することができる。但し、営利法人が当該決議により善意の相手方と形成した民事法律関係は、影響を受けない。

第 86 条 営利法人は、経営活動に従事する場合には、商業道徳を遵守し、取引の安全を維持保護し、政府及び社会の監督を受け入れ、社会的責任を負わなければならない。

第 3 節 非営利法人

第 87 条 公益目的又はその他の非営利目的のために成立し、取得した利益を出資者、設立者又は会員に分配しない法人は、非営利法人とする。

非営利法人には、事業単位、社会团体、基金会、社会サービス機構等が含まれる。

第 88 条 法人条件を具備し、経済及び社会の発展の要求に応じ公益サービスを提供するために設立された事業単位は、法による登記を経て成立し、事業単位法人資格を取得する。法により法人登記手続をする必要がない場合には、成立の日から、事業単位法人資格を有する。

第 89 条 事業単位法人は、理事会を置く場合には、法律に別段の定めのある場合を除き、理事会をその意思決定機構とする。事業単位法人の法定代表者は、法律、行政法規又は法人定款の規定に従って選出される。

第 90 条 法人条件を具備し、会員の共通の意思に基づき、公益目的又は会員の共通の利益等の非営利目的のために設立された社会团体は、法による登記を経て成立し、社会团体法人資格を取得する。法により法人登記手続をする必要がない場合には、成立の日から、社会团体法人資格を有する。

第 91 条 社会团体法人を設立する場合には、法により法人定款を制定しなければならない。

社会团体法人は、会員大会又は会員代表大会等の権力機構を置かなければならない。

社会团体法人は、理事会等の執行機構を置かなければならない。理事長又は会長等の責任者は、法人定款の規定に従い法定代表者を務める。

第92条 法人条件を具備し、公益目的のため、寄付された財産にて設立された基金会、社会サービス機構等は、法による登記を経て成立し、寄付法人資格を取得する。

法により設立された宗教活動場所は、法人条件を具備している場合には、法人登記を申請し、寄付法人資格を取得することができる。宗教活動場所について法律又は行政法規に定めのある場合には、当該定めによる。

第93条 寄付法人を設立する場合には、法人定款を法により制定しなければならない。

寄付法人は、理事会、民主管理組織等の意思決定機構を置き、かつ、執行機構を置かなければならない。理事長等の責任者は、法人定款の規定に従い法定代表者を務める。

寄付法人は、監事会等の監督機構を置かなければならない。

第94条 寄付者は寄付法人に寄付財産の使用及び管理状況を照会し、かつ、意見及び提案を申し入れる権利を有し、寄付法人は遅滞なく、かつ、ありのままに回答しなければならない。

寄付法人の意思決定機構、執行機構又は法定代表者が決定を下す手続が法律、行政法規若しくは法人定款に違反し、又は決定内容が法人定款に違反している場合には、寄付者等の利害関係人又は主管機関は、人民法院に当該決定の取消しを請求することができる。但し、寄付法人が当該決定により、善意の相手方と形成した民事法律関係は、影響を受けない。

第95条 公益目的のために成立した非営利法人は、終了する際に、出資者、設立者又は会員に残余財産を分配してはならない。残余財産は、法人定款の規定又は権力機構の決議に従って公益目的に用いなければならない。法人定款の規定又は権力機構の決議どおりに処理することができない場合には、主管機関の手配により、趣旨が同一又は類似の法人に引き継ぎ、かつ、社会に公告する。

第4節 特別法人

第96条 本節に定める機関法人、農村集団経済組織法人、都市・鎮・農村の合作経済組織法人及び基層大衆性自治組織法人は、特別法人とする。

第97条 独立した経費を有する機関及び行政職能を担う法定機構は、成立の日から機関法人資格を有し、職能を履行するために必要な民事活動に従事することができる。

第98条 機関法人が取り消された場合には、法人は終了し、その民事権利及び義務は後継の機関法人が享有及び負担する。後継の機関法人がない場合には、取消決定を下した機関法人が享有及び負担する。

第99条 農村集団経済組織は、法により法人格を取得する。

農村集団経済組織について法律又は行政法規に定めのある場合には、当該定めによる。

第100条 都市・鎮・農村の合作経済組織は、法により法人格を取得する。

都市・鎮・農村の合作経済組織について法律又は行政法規に定めのある場合には、当該定めによる。

第101条 住民委員会及び村民委員会は、基層大衆性自治組織法人資格を有し、職能を履行するために必要な民事活動に従事することができる。

村集団経済組織を設立していない場合には、村民委員会は、法により村集団経済組織の職能を代行することができる。

第4章 非法人組織

第102条 非法人組織は、法人格を有しないが、法により自己の名義にて民事活動に従事することができる組織である。

非法人組織には、個人独資企業、組合企業、法人格を有しない専門サービス機構等が含まれる。

第103条 非法人組織は、法律の規定により登記しなければならない。

非法人組織の設立について、関係機関の認可を経なければならない旨が法律又は行政法規に定められている場合には、当該定めによる。

第104条 非法人組織の財産が債務の弁済に不足する場合には、その出資者又は設立者が無限責任を負う。法律に別段の定めのある場合には、当該定めによる。

第105条 非法人組織は、1人又は数人を定め、当該組織を代表して民事活動に従事させることができる。

第106条 次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合には、非法人組織は、解散する。

(一) 定款に定める存続期間が満了し、又は定款に定めるその他の解散事由が出現したとき。

(二) 出資者又は設立者が解散を決定したとき。

(三) 法律所定のその他の事由

第107条 非法人組織は、解散する場合には、法により清算を行わなければならない。

第108条 非法人組織には、本章の規定を適用するほか、本法第3章第1節の関係規定を準用する。

第5章 民事権利

第109条 自然人の人身の自由及び人格の尊厳は、法律による保護を受ける。

第110条 自然人は、生命権、身体権、健康権、氏名権、肖像権、名誉権、栄誉権、プライバシー権、婚姻自主権等の権利を享有する。

法人及び非法人組織は、名称権、名誉権、栄誉権等の権利を享有する。

第111条 自然人の個人情報とは、法律による保護を受ける。いかなる組織及び個人も、他人の個人情報を入手する必要がある場合には、法により取得し、かつ、情報の安全を確保しなければならない。他人の個人情報を不法に収集、使用、加工又は伝送してはならず、他人の個人情報を不法に売買、提供又は公開してはならない。

第112条 婚姻、家族関係等により生ずる自然人の人身権は、法律による保護を受ける。

第113条 民事主体の財産権は、法律による平等な保護を受ける。

第114条 民事主体は、法により物権を享有する。

物権は、権利者が法により特定の物に対して享有する直接支配及び排他的権利であり、所有権、用益物権及び担保物権が含まれる。

第115条 物には、不動産及び動産が含まれる。法律により権利を物権の客体とする旨が定められている場合には、当該定めによる。

第116条 物権の種類及び内容は、法律によって定める。

第117条 公共の利益の必要のために、法律所定の権限及び手続により不動産又は動産を公用収用又は公用使用する場合には、公平かつ合理的な補償を与えなければならない。

第118条 民事主体は、法により債権を享有する。

債権は、契約、権利侵害行為、事務管理、不当利得及び法律のその他の規定により、権利者が特定の義務者に対し、一定の行為の実施又は不実施を請求する権利である。

第119条 法により成立した契約は、当事者に対して法的拘束力を有する。

第120条 民事権益が侵害を受けた場合には、被権利侵害者は、権利侵害責任の負担を権利侵害者に請求する権利を有する。

第121条 法定の又は約定の義務を有さずに、他人の利益が損失を受けるのを回避するために管理を行った者は、これにより支出した必要な費用の償還を受益者に請求する権利を有する。

第122条 他人が法的根拠なく不当な利益を取得したことにより、損失を受けた者は、不当な利益の返還を請求する権利を有する。

第123条 民事主体は、法により知的財産権を享有する。

知的財産権は、権利者が法により次の各号に掲げる客体について享有する専有権である。

- (一) 著作物
- (二) 発明、実用新案、意匠
- (三) 商標
- (四) 地理的表示
- (五) 商業秘密
- (六) 集積回路の配置設計
- (七) 植物新品種
- (八) 法律所定のその他の客体

第124条 自然人は、法により相続権を享有する。

自然人の適法な私有財産は、法により相続することができる。

第125条 民事主体は、法により持分権及びその他の投資性権利を享有する。

第126条 民事主体は、法律所定のその他の民事権利及び利益を享有する。

第127条 データ及びネットワーク上の仮想財産の保護について法律に定めのある場合には、当該定めによる。

第128条 未成年者、高齢者、身体障害者、女性、消費者等の民事権利の保護について法律に特段の定めがある場合には、当該定めによる。

第129条 民事権利は、民事法律行為、事実行為、法律所定の事件又は法律所定のその他の方式により取得することができる。

第130条 民事主体は、自己の意思に従って法により民事権利を行使し、干渉を受けない。

第131条 民事主体は、権利を行使する際に、法律所定の、及び当事者が約定した義務を履行しなければならない。

第132条 民事主体は、民事権利を濫用して国家の利益、社会公共の利益又は他人の適法な権益を損なってはならない。

第6章 民事法律行為

第1節 一般規定

第133条 民事法律行為は、民事主体が意思表示を通じ、民事法律関係を設定、変更又は

終了する行為である。

第134条 民事法律行為は、当事者の双方又は三者以上の意思表示の合致により成立する。また、当事者の一方の意思表示によっても成立する。

法人及び非法人組織が法律又は定款に定める議事方式及び表決手続により決議を行った場合には、当該決議行為は、成立する。

第135条 民事法律行為には、書面形式、口頭形式又はその他の形式を採用することができ、特定の形式を採用する旨が法律若しくは行政法規に定められ、又は当事者が約定している場合には、特定の形式を採用しなければならない。

第136条 民事法律行為は、成立の時から効力を生ずる。但し、法律に別段の定め又は当事者に別段の約定がある場合を除く。

行為者は、法律の規定によらず、又は相手方の同意を経ずに、民事法律行為をみだりに変更又は解除してはならない。

第2節 意思表示

第137条 対話方式にて行った意思表示は、相手方がその内容を知った時に効力を生ずる。

非対話方式にて行った意思表示は、相手方に到達した時に効力を生ずる。非対話方式にて行ったデータ電文形式を採用した意思表示は、相手方がデータ電文の受信について特定のシステムを指定した場合には当該データ電文が当該特定のシステムに入った時に効力を生じ、特定のシステムを指定していない場合には当該データ電文が自身のシステムに入ったことを相手方が知り、又は知るべきであった時に効力を生ずる。データ電文形式を採用した意思表示の発効時期について当事者に別段の約定がある場合には、当該約定による。

第138条 相手方のない意思表示は、表示が完了した時に効力を生ずる。法律に別段の定めのある場合には、当該定めによる。

第139条 公告の方式にて行った意思表示は、公告が発布された時に効力を生ずる。

第140条 行為者は、明示又は黙示により意思表示をすることができる。

沈黙は、法律の規定若しくは当事者の約定があり、又は当事者間の取引慣行に適合する場合に限り、意思表示とみなすことができる。

第141条 行為者は、意思表示を撤回することができる。意思表示撤回の通知は、意思表示が相手方に到達する前に、又は意思表示と同時に、相手方に到達しなければならない。

第142条 相手方のある意思表示の解釈については、使用された語句に従い、関連条項、行為の性質及び目的、慣行並びに信義誠実の原則を踏まえて、意思表示の意味を確定しな

ければならない。

相手方のない意思表示の解釈については、使用された語句に完全にこだわることはできず、関連条項、行為の性質及び目的、慣行並びに信義誠実の原則を踏まえて、行為者の真実の意思を確定しなければならない。

第3節 民事法律行為の効力

第143条 次の各号に掲げる条件を具備する民事法律行為は、有効とする。

- (一) 行為者が相応の民事行為能力を有している。
- (二) 意思表示が真実である。
- (三) 法律及び行政法規の強制的規定に違反しておらず、公序良俗に背いていない。

第144条 民事行為無能力者が実施した民事法律行為は、無効とする。

第145条 制限民事行為能力者が実施した利益を得るだけの民事法律行為又はその年齢、知力及び精神的健康状態に相応の民事法律行為は、有効とする。実施されたその他の民事法律行為は、法定代理人の同意又は追認を経た後に効力を有する。

相手方は、通知を受領した日から1か月内に追認をするよう法定代理人に催告することができる。法定代理人が表示をしない場合には、追認を拒絶したものとみなす。民事法律行為が追認される前において、善意の相手方は、取消しの権利を有する。取消しは、通知の方式にて行わなければならない。

第146条 行為者と相手方が虚偽の意思表示にて実施した民事法律行為は、無効とする。

虚偽の意思表示にて隠匿した民事法律行為の効力は、関係法律の規定により処理する。

第147条 重大な誤解に基づいて実施された民事法律行為について、行為者は、人民法院又は仲裁機構に取消しを請求する権利を有する。

第148条 当事者の一方が欺罔的手段を用い、相手方をして真実の意思に背いた状況下で実施させた民事法律行為について、被欺罔者は、人民法院又は仲裁機構に取消しを請求する権利を有する。

第149条 第三者が欺罔行為を実施し、当事者の一方をして真実の意思に背いた状況下で実施させた民事法律行為について、相手方が当該欺罔行為を知り、又は知るべきであった場合には、被欺罔者は、人民法院又は仲裁機構に取消しを請求する権利を有する。

第150条 当事者の一方又は第三者が強迫的手段を用い、相手方をして真実の意思に背いた状況下で実施させた民事法律行為について、被強迫者は、人民法院又は仲裁機構に取消しを請求する権利を有する。

第151条 相手方が困窮状態にあり、判断能力を欠く等の状況を当事者の一方が利用した

ために、民事法律行為が成立時において明らかに公平を欠くこととなった場合には、損害を受けた一方の当事者は、人民法院又は仲裁機構に取消しを請求する権利を有する。

第152条 次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合には、取消権は、消滅する。

(一) 当事者が取消事由を知り、又は知るべきであった日から1年内に、及び重大な誤解をしていた当事者が取消事由を知り、又は知るべきであった日から3か月内に、取消権を行使しなかったとき。

(二) 当事者が強迫を受け、強迫行為が終了した日から1年内に取消権を行使しなかったとき。

(三) 当事者が取消事由を知った後に、取消権を放棄する旨を明確に表示し、又は自己の行為をもって表明したとき。

当事者が民事法律行為発生の日から5年内に、取消権を行使しなかった場合には、取消権は、消滅する。

第153条 法律又は行政法規の強制的規定に違反する民事法律行為は、無効とする。但し、当該強制的規定によって当該民事法律行為が無効とならない場合を除く。

公序良俗に背く民事法律行為は、無効とする。

第154条 行為者と相手方が悪意をもって通謀し、他人の適法な權益を損なう民事法律行為は、無効とする。

第155条 無効となり、又は取り消された民事法律行為は、始めから法的拘束力を有しない。

第156条 民事法律行為の一部が無効が、その他の部分の効力に影響を及ぼさない場合には、その他の部分はなお効力を有する。

第157条 民事法律行為が無効となり、取り消され、又は効力を生じないことが確定した後に、行為者が当該行為により取得した財産は、返還されなければならない。返還することができず、又は返還する必要がない場合には、換価して補償しなければならない。故意・過失のある一方の当事者は、相手方がこれにより受けた損失を賠償しなければならない。各当事者のいずれにも故意・過失がある場合には、相応の責任をそれぞれ負わなければならない。法律に別段の定めのある場合には、当該定めによる。

第4節 民事法律行為の条件付帯及び期限付帯

第158条 民事法律行為は、条件を付することができる。但し、その性質により、条件を付してはならない場合を除く。発効条件付民事法律行為は、条件が成就した時から効力を生ずる。解除条件付民事法律行為は、条件が成就した時から効力を失う。

第159条 条件付民事法律行為について、当事者が自己の利益のために条件の成就を不正

に阻止した場合には、条件が既に成就したものとみなし、条件の成就を不正に促進した場合には、条件が成就していないものとみなす。

第160条 民事法律行為は、期限を付することができる。但し、その性質により、期限を付してはならない場合を除く。発効期限付民事法律行為は、期限が満了した時から効力を生ずる。終了期限付民事法律行為は、期限が満了した時から効力を失う。

第7章 代理

第1節 一般規定

第161条 民事主体は、代理人を通じて民事法律行為を実施することができる。

法律の規定、当事者の約定又は民事法律行為の性質により、本人が自ら実施すべき民事法律行為は、代理してはならない。

第162条 代理人が代理権限内で本人の名義にて実施した民事法律行為は、本人に対して効力を生ずる。

第163条 代理には、委託代理及び法定代理が含まれる。

委託代理人は、本人の委託に従って代理権を行使する。法定代理人は、法律の規定により代理権を行使する。

第164条 代理人は、職責を履行せず、又は完全には履行せずに、本人に損害をもたらした場合には、民事責任を負わなければならない。

代理人及び相手方が悪意をもって通謀し、本人の適法な權益を損なった場合には、代理人及び相手方は、連帯責任を負わなければならない。

第2節 委託代理

第165条 委託代理の授権に書面形式を採用する場合には、授権委託書に、代理人の氏名又は名称、代理事項、権限及び期間を記載し、かつ、本人が署名又は捺印しなければならない。

第166条 数人が同一の代理事項の代理人となる場合には、代理権を共同行使しなければならない。但し、当事者に別段の約定がある場合を除く。

第167条 代理事項が違法であると知り、若しくは知るべきでありながら代理人がなお代理行為を実施した場合、又は代理人の代理行為が違法であると知り、若しくは知るべきでありながら本人が反対の表明をしなかった場合には、本人及び代理人は、連帯責任を負わなければならない。

第 168 条 代理人は、本人の名義をもって、自己と民事法律行為を実施してはならない。但し、本人が同意又は追認した場合を除く。

代理人は、本人の名義をもって、自己が同時に代理するその他の者と民事法律行為を実施してはならない。但し、代理される両者が同意又は追認した場合を除く。

第 169 条 代理人は、第三者に代理を再委託する必要がある場合には、本人の同意又は追認を取得しなければならない。

代理の再委託が本人の同意又は追認を経た場合には、本人は代理事務について再委託先の第三者に直接指示することができ、代理人は第三者の選任及び第三者に対する指示についてのみ責任を負う。

代理の再委託が本人の同意又は追認を経ていない場合には、代理人は、再委託先の第三者の行為について責任を負わなければならない。但し、緊急の場合において、代理人が本人の利益を守るため、第三者に代理を再委託する必要がある場合を除く。

第 170 条 法人又は非法人組織の作業任務を執行する人員が、その職権範囲内の事項について、法人又は非法人組織の名義にて民事法律行為を実施した場合には、法人又は非法人組織に対して効力を生ずる。

その作業任務を執行する人員の職権範囲に対する法人又は非法人組織の制限は、善意の相手方に対抗することができない。

第 171 条 行為者が代理権を有さず、代理権を越えて、又は代理権が終了した後に、なお代理行為を実施し、本人の追認を経ていない場合には、本人に対して効力を生じない。

相手方は、通知を受領した日から 1 か月内に追認をするよう本人に催告することができる。本人が表示をしない場合には、追認を拒絶したものとみなす。行為者が実施した行為が追認される前において、善意の相手方は、取消しの権利を有する。取消しは、通知の方式にて行わなければならない。

行為者が実施した行為が追認されていない場合には、善意の相手方は、債務の履行を行為者に請求する権利、又は自身が受けた損害について行為者に賠償請求する権利を有する。但し、賠償の範囲は、本人が追認した場合に相手方が獲得することのできる利益を超えてはならない。

行為者に代理権限がないことを相手方が知り、又は知るべきであった場合には、相手方及び行為者は、それぞれの故意・過失に従って責任を負う。

第 172 条 行為者が代理権を有さず、代理権を越えて、又は代理権が終了した後に、なお代理行為を実施した場合において、行為者が代理権を有していると信ずる理由を相手方が有しているときは、代理行為は、有効とする。

第 3 節 代理終了

第 173 条 次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合には、委託代理は、終了する。

(一) 代理期間が満了し、又は代理事務が完了したとき。

- (二) 本人が委託を取り消し、又は代理人が委託を辞退したとき。
- (三) 代理人が民事行為能力を喪失したとき。
- (四) 代理人又は本人が死亡したとき。
- (五) 代理人又は本人たる法人又は非法人組織が終了したとき。

第174条 本人が死亡した後、次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合には、委託代理人が実施した代理行為は、有効とする。

- (一) 代理人が本人の死亡を知らず、かつ、知り得ないとき。
- (二) 本人の相続人が承諾したとき。
- (三) 代理権は代理事務の完了時に終了すると授権にあたって明確にされているとき。
- (四) 本人の死亡前に既に実施しており、本人の相続人の利益のために引き続き代理するとき。

本人たる法人又は非法人組織が終了する場合には、前項の規定を準用する。

第175条 次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合には、法定代理は、終了する。

- (一) 本人が完全民事行為能力を取得又は回復したとき。
- (二) 代理人が民事行為能力を喪失したとき。
- (三) 代理人又は本人が死亡したとき。
- (四) 法律所定のその他の事由

第8章 民事責任

第176条 民事主体は、法律の規定及び当事者の約定により、民事義務を履行し、民事責任を負う。

第177条 2人以上が法により分割責任を負う場合には、責任の大小を確定することができるときは相応の責任をそれぞれ負い、責任の大小の確定が困難であるときは均等に責任を負う。

第178条 2人以上が法により連帯責任を負う場合には、権利者は、一部又は全部の連帯責任者に責任の負担を請求する権利を有する。

連帯責任者の責任割合は、それぞれの責任の大小に基づいて確定する。責任の大小の確定が困難である場合には、均等に責任を負う。実際に負担した責任が自己の責任の割合を超えた連帯責任者は、その他の連帯責任者に償還請求する権利を有する。

連帯責任は、法律によって定め、又は当事者が約定する。

第179条 民事責任の負担方式には、主に次のものがある。

- (一) 侵害の停止
- (二) 妨害の排除
- (三) 危険の除去
- (四) 財産の返還

- (五) 原状の回復
- (六) 修理、再製作及び交換
- (七) 履行の継続
- (八) 損失の賠償
- (九) 違約金の支払い
- (十) 影響の除去及び名誉の回復
- (十一) 謝罪

法律に懲罰的賠償が定められている場合には、当該定めによる。

本条に定める民事責任の負担方式は、単独で適用することも、併せて適用することもできる。

第180条 不可抗力により民事義務を履行することができない場合には、民事責任を負わない。法律に別段の定めのある場合には、当該定めによる。

不可抗力とは、予見することができず、回避することができず、かつ、克服することができない客観的な状況をいう。

第181条 正当防衛により損害をもたらした場合には、民事責任を負わない。

正当防衛が必要な限度を超え、あるべきでない損害をもたらした場合には、正当防衛者は、適当な民事責任を負わなければならない。

第182条 緊急避難により損害をもたらした場合には、危険な状態の発生を招いた者が民事責任を負う。

危険が自然原因により引き起こされた場合には、緊急避難者については、民事責任を負わず、適当な補償を与えることができる。

緊急避難で講じた措置が不適切であり、又は必要な限度を超えており、あるべきでない損害をもたらした場合には、緊急避難者は、適当な民事責任を負わなければならない。

第183条 他人の民事権益を保護するために自己が損害を引き受けた場合には、権利侵害者が民事責任を負い、受益者は、適当な補償を与えることができる。権利侵害者がおらず、又は権利侵害者が逃亡し、若しくは民事責任を負う能力がない場合において、損害を受けた者が補償を請求したときは、受益者は、適当な補償を与えなければならない。

第184条 緊急救助行為を任意で実施したことにより被救助者に損害をもたらした場合には、救助者は、民事責任を負わない。

第185条 英雄烈士等の氏名、肖像、名誉又は榮譽を侵害し、社会公共の利益を損なった場合には、民事責任を負わなければならない。

第186条 当事者の一方の違約行為により、相手方の人身の権益又は財産の権益が損なわれた場合には、損害を受けた一方の当事者は、違約責任又は権利侵害責任を選択して負担を請求する権利を有する。

第187条 民事主体が同一の行為により民事責任、行政責任及び刑事責任を負担しなければならない場合において、行政責任又は刑事責任を負担したことは、民事責任の負担に影響を及ぼさない。民事主体の財産が支払いに不足する場合には、民事責任の負担に優先的に用いる。

第9章 訴訟時効

第188条 民事権利の保護を人民法院に請求する訴訟時効期間は、3年とする。法律に別段の定めのある場合には、当該定めによる。

訴訟時効期間は、権利が損害を受けていること及び義務者を権利者が知り、又は知るべきであった日から起算する。法律に別段の定めのある場合には、当該定めによる。但し、権利が損害を受けた日から20年を超えている場合には、人民法院は、これを保護しない。特段の事由がある場合には、人民法院は、権利者の申立てに基づき延長を決定することができる。

第189条 当事者が同一の債務について分割履行を約定している場合には、訴訟時効期間は、最後の履行期限が満了した日から起算する。

第190条 自身の法定代理人に対する民事行為無能力者又は制限民事行為能力者の請求権に係る訴訟時効期間は、当該法定代理が終了した日から起算する。

第191条 未成年者が性的侵害を受けた場合の損害賠償請求権の訴訟時効期間は、侵害を受けた者が満18歳となった日から起算する。

第192条 訴訟時効期間が満了した場合には、義務者は、義務不履行の抗弁を提出することができる。

訴訟時効期間が満了した後、義務者は、履行に同意する場合には、訴訟時効期間の満了を理由に抗弁してはならない。義務者は、既に任意で履行している場合には、返還請求してはならない。

第193条 人民法院は、訴訟時効の規定を自ら進んで適用してはならない。

第194条 訴訟時効期間の最後の6か月内において、次の各号に掲げる障害により、請求権を行使することができない場合には、訴訟時効は、停止する。

- (一) 不可抗力
- (二) 民事行為無能力者又は制限民事行為能力者に法定代理人がないとき、又は法定代理人が死亡し、民事行為能力を喪失し、若しくは代理権を喪失したとき。
- (三) 相続の開始後、相続人又は遺産管理人が確定していないとき。
- (四) 権利者が義務者又はその他の者によって支配されているとき。
- (五) その他権利者をして請求権行使を不能とする障害

時効停止の事由が除去された日から6か月が経過した場合に、訴訟時効期間は、満了する。

第195条 次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合には、訴訟時効は、中断する。中断又は関係手続が終結した時から、訴訟時効期間は改めて計算する。

- (一) 権利者が義務者に履行請求を提出したとき。
- (二) 義務者が義務の履行に同意したとき。
- (三) 権利者が訴訟を提起し、又は仲裁を申し立てたとき。
- (四) 訴訟の提起又は仲裁の申立てと同等の効力を有するその他の事由

第196条 次の各号に掲げる請求権には、訴訟時効の規定を適用しない。

- (一) 侵害停止、妨害排除及び危険除去の請求
- (二) 不動産物権及び登記された動産物権の権利者による財産の返還請求
- (三) 養育費又は扶養費の支払請求
- (四) 法により訴訟時効を適用しないその他の請求権

第197条 訴訟時効の期間、計算方法及び停止・中断の事由は法律によって定め、当事者の約定は無効とする。

訴訟時効の利益についての当事者の事前放棄は、無効とする。

第198条 仲裁時効について法律に定めのある場合には、当該定めによる。定めがない場合には、訴訟時効の規定を適用する。

第199条 法律所定の、又は当事者が約定した取消権、解除権等の権利の存続期間は、法律に別段の定めがある場合を除き、権利の発生を権利者が知り、又は知るべきであった日から起算し、訴訟時効の停止、中断及び延長に関する規定は適用しない。存続期間が満了した場合には、取消権、解除権等の権利は、消滅する。

第10章 期間計算

第200条 民法にいう期間は、西暦の年、月、日及び時間により計算する。

第201条 年、月及び日により期間を計算する場合には、開始当日は算入せず、翌日から計算を開始する。

時間により期間を計算する場合には、法律所定の、又は当事者が約定した時から計算を開始する。

第202条 年及び月により期間を計算する場合には、期限到来月の応当日を期間の最終日とし、応当日がない場合には、月末日を期間の最終日とする。

第203条 期間の最終日が法定休日である場合には、法定休日が終了した次の日を期間の

最終日とする。

期間の最終日の締め時間は、24時とする。業務時間がある場合には、業務活動の停止時間を締め時間とする。

第204条 期間の計算方法は、本法の規定による。但し、法律に別段の定めがあり、又は当事者に別段の約定がある場合を除く。

第11章 附則

第205条 民法にいう「以上」、「以下」、「以内」及び「満了」にはその数を含み、「未満」、「超」及び「以外」にはその数を含まない。

第206条 本法は、2017年10月1日から施行する。

（法令原文名称：中華人民共和國民法總則）